

質問に お答えします

Q

Q

Q

● パワハラにならない叱り方 ●

事です。「パワハラ」は部下の自尊心を傷つけますが、「指導」は部下の成長を促すものです。まことにこれが大事です。

都道府県労働局における民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・いやがらせ」に関する相談は右肩上がりで増加、平成28年度は平成14年度の10・7倍に達しておおり平成24年度以降は、すべての相談の中で最多となっています。

また、嫌がらせ、いじめ、暴行を受けたことによる精神障害の労災申請・認定件数も増加傾向にあり、職場のパワーハラスメントは大きな社会問題となっているのです。

「職場のパワーハラスメントの概念」として次に①～③の要素のすべてを満たすもの、と整理しています。

でも部下が過敏に反応し、パワハラだと勘違いすることも増えてきています。

このような状況下、部下に対してパワハラにならない叱り方として「かたりてきたねこ」という語

で引用され続けています。呂合せが企業研修、ビジネス誌、テレビ番組等で引用され続けています。

トの概念を「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義され、その典型例として『6つの行為類型』(1)身体的な攻撃、(2)精神的な攻撃、(3)人間関係からの切り離し、(4)過大な要求、(5)過小な要求、(6)個の侵害、を示しています。

その後、厚生労働省雇用環境・均等局長が開催する「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が、今年3月に検討結果を取りまとめました。この報告書は、

（出典）渡部卓著『折れやすい部下の叱り方』

（日本経済新聞出版社）

相手の立場・心情を理解し、心に余裕をもつて接

し、上手に指導したいも

のです。

問
パワーハラスメント
という言葉が社会にあふ
れています。言葉だけが
独り歩きして現場の管理
者や上司が「パワハラ」
と言われるのを恐れ、本
当に必要な指導をためら
つていてるように思います。
実際の職場においては、
どこまでが指導で、どこ
からがパワハラになるの
か境界が分かりません。
どのように指導すべきな
のでしょうか。

答
部下の指導も管理監督者（上司）の重要な仕

職場のパワーハラスメン
トの概念を「同じ職場で
働く者に対して、職務上の
地位や人間関係などの
職場内の優位性を背景に、
業務の適正な範囲を超
えて、精神的・身体的苦痛
を与える又は職場環境を
悪化させる行為」と定義
され、その典型例として
『6つの行為類型』(1)身
体的な攻撃、(2)精神的な
攻撃、(3)人間関係からの
切り離し、(4)過大な要求、
(5)過小な要求、(6)個の侵
害、を示しています。

その後、厚生労働省雇用環境・均等局長が開催する「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が、今年3月に検討結果を取りまとめました。この報告書は、

「ハラスメント防止管理者研修」

— 各種ハラスメントの防止対策を学ぶ —

平成30年7月12日(木)・10月11日(木)
13・30(水)16・30(水)当協会総合受付(☎052-961-1666)